

浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理の事務を受託することにつき 議決を求めることについて

高島市から浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理の事務を受託するため、規約を定めることにつき、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、議決を求める。

1. 事業導入の経緯

- ・現在、県は高島市からの委託に基づき、琵琶湖流域下水道高島浄化センターにおいて、高島市公共下水道朽木浄化センターで発生する下水汚泥を受入れ共同処理を行っている。
- ・今般新たに、高島市より、高島市衛生センター（し尿処理施設）が老朽化していることから当該衛生センターを廃止し、高島市内で発生する浄化槽に係る汚泥およびし尿を琵琶湖流域下水道高島浄化センターで共同処理したい旨の要請があった。
- ・共同処理により、処理量の増加に伴うスケールメリットが発揮され、県および高島市双方にとって処理コストの低下につながる。

<参考>

- ・上述の朽木汚泥受託事業（平成 11 年 4 月から）の他、大津市の下水汚泥を琵琶湖流域下水道湖西浄化センターで共同処理する湖西燃料化事業（平成 28 年 1 月から）を既に実施しており、これらの事業も同様に議決により規約を定めている。

2. 今後のスケジュール

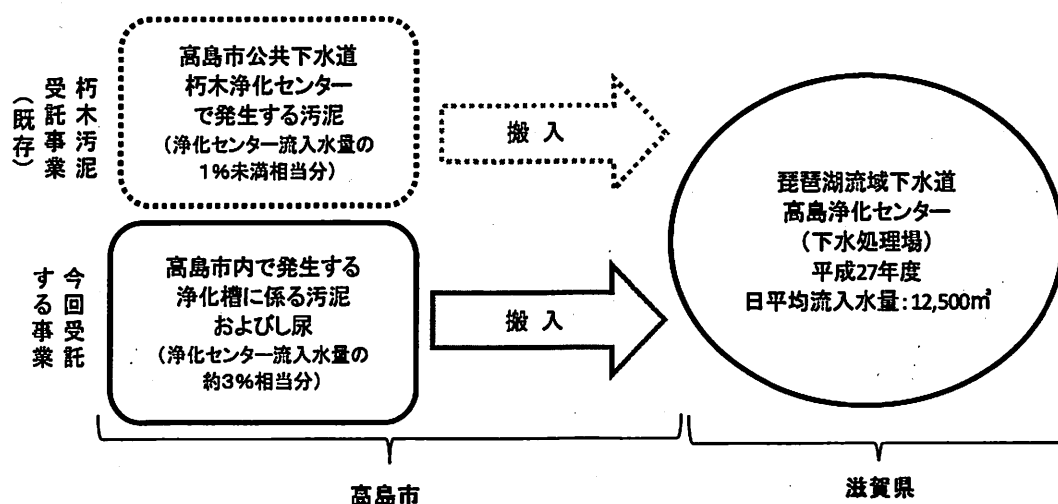
(1) 平成 28 年度

3 月 県議会および市議会の議決、規約の告示、総務大臣へ届け出

(2) 平成 29 年度

9 月 維持管理協定の締結

10 月 共同処理開始



図：事業イメージ

高島市と滋賀県との間における浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務委託に関する規約（案）

（委託事務の内容）

第1条 高島市（以下「甲」という。）は、浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務（以下「委託事務」という。）の管理および執行を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により滋賀県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理および執行の方法）

第2条 委託事務の管理および執行は、乙の琵琶湖流域下水道事業に係る条例、規則その他の規程の定めるところにより、乙が行う。

2 委託事務は、琵琶湖流域下水道高島浄化センターにおいて行う。

（経理上の措置）

第3条 乙は、委託事務の管理および執行に係る収入および支出については、滋賀県流域下水道事業特別会計において他の下水道に係る会計と区分して計上するものとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託料として、甲乙協議により委託事務に係る経費相当額を乙に支払うものとし、その支払時期および支払方法は、甲乙協議のうえ別に定める。

（損害の賠償）

第5条 甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えたときは、甲はその賠償の責めを負うものとし、乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、乙はその賠償の責めを負うものとする。

（疑義の決定）

第6条 前各条に定めのない事項が生じた場合およびこの規約の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

＜参考 1：根拠条文＞

地方自治法

（事務の委託）

第 252 条の 14

- 1 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第 252 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合にこれを準用する。

（事務の委託の規約）

第 252 条の 15

前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本文中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

（協議会の設置）

地方自治法第 252 条の 2 の 2

- 1 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

＜参考２：汚水処理に係る計画等における記載＞

○滋賀県汚水処理施設整備構想２０１６（案）

し尿処理施設については現在、全処理能力の約 50%の活用状況であり、既存施設の共同利用等、今後の効率的な施設運用を検討する必要があります。

○滋賀県下水道中期ビジョン（中間見直し）（案）

継続的な下水道機能を保持するために、ストックマネジメント計画を策定し、安定した施設管理を実施するとともに、維持管理の効率化のために他事業との連携や広域化・共同化について検討、推進します。